

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 15 条第 6 項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

1. 取り組み状況について

女性の職業選択に資する情報を公表（平成 28 年 5 月）

休暇の取得の促進（平成 28 年 4 月・6 月、平成 29 年 1 月）

女性職員のスキルアップ研修

・ 契約事務研修	2 名
・ 実習で学ぶプレゼンテーション研修	2 名
・ 秘書担当職員実務研修	1 名
・ アカウンタビリティ研修	1 名
・ よりよい人間関係の築き方研修	1 名
・ 長期休職者への対応研修～復職に向けて～	1 名
・ ハーバード流から学ぶビジネス交渉術研修	1 名
・ 女性の活躍推進セミナー	2 名
・ 女性のキャリアアップセミナー	1 名

2. 数値目標の達成状況について

項目	実績 (平成 28 年度)	目標 (平成 32 年度)	備考
全職員に占める女性職員の割合	41.3%	45%	4 月 1 日現在
管理職（課長補佐級以上）にある職員に占める女性職員の割合	10.9%	15.0%以上	4 月 1 日現在で、一般職のうち単労職・教育職を除く
係長級にある職員に占める女性職員の割合	29.5%	35.0%以上	4 月 1 日現在で、一般職のうち単労職・教育職を除く
職員一人当たりの年次有給休暇取得日数	10.7 日 (平成 28 年)	14.0 日以上 (平成 32 年)	